肉にいえば残された成長業種に狂奔する日本経済界の一断面ともいうべきものだろう。

神戸製鋼所としても「アルミをやるなら是非とも一貫体制を—」というのが宿願である。

同社が本格的にアルミ問題に取組むのは加古川製鉄所の二号高炉が完成してからとなる。将来に万全を期す意味では、今後、アルミに注力してくるだろう。このため早くから製錬への進出が取沙汰されており、旧鈴木商店系グループの協力が注目されるところだ。

（経済展望二月号より）

浪華倉庫と帝人事件 (二)

広岡一男

（前号のあらまし） 鈴木商店の破綻の後、台湾銀行の管理下に置かれていた浪華倉庫は、昭和八年末遂に渋沢倉庫に身売りされたのであるが、その直後、天下を震撼させた帝人事件が起り、台銀主脳者は悉く検挙された。若しもこの事件の勃発が今少し早かったならば、台銀と渋沢倉庫との商談は中断されたに違いなく、従って、浪華倉庫及びその社員達の運命も大きく変っていた筈である。

(四)

帝人事件については、辰巳会の会員諸兄なら皆さんよくご存じのことと思っていたが、それはどうも私の独断だったようである。というのは、前号を読んでくれた山成卓尓君は「俺はその頃海外に居たので全然知らん」と云うし、菊池輝男君も「事件の内容については殆んど記憶がない」と云うのである。私には一寸意外であった。これは余談になるが、私と同年配の友人数名（いずれも辰巳会には無関係の者）にも「君テイジン事件を知っているか」と聞いてみたところ、誰一人として知っている者は無く、中には「帝銀事件」と勘違いする粗忽者も居た。

そこで、菊池・山成両君のアドバイスもあり、ここに帝人事件のあらましを書いて置くこととしたい。ご存じの方々にとっては、全くの蛇足とは思うが、どうかご寛容を乞う。

帝人事件というと、私には直ぐ「革手錠」「司法ファッショ」「番町会」等の言葉が思い出される。当時の我国は、内では不景気が益々深刻となり、井上準之助、団琢磨の暗殺や五・一五事件等のテロが相次いで起り、外では満州事変や上海事変が勃発し、軍閥の勢力は年を逐うて強大となっていった。政党は軍部に押えられて無気力となり、官僚は軍に迎合し、司法官の一部さえも右傾するという世相であった。美濃部達吉博士の「天皇機関説」が問題にされたのもその頃ではなかったろうか。

このような情勢の中で、突如として帝人事件が起って天下を震撼させた。昭和九年の春であった。先ず、この事件に連坐して検挙された人々の名を挙げると次の通りである。

台湾銀行　頭取　島田茂
理事　高木復亨
理事　柳田直吉
整理課長　越藤恒吉
秘書課長　岡崎旭

財界　番町会　永野護
番町会　河合良成
富国徴兵　小林中
旭石油　長崎英造

大蔵省　次官　黒田英雄
銀行局長　大久保偵次
外三名

政界　元商工大臣　中島久万吉
元鉄道大臣　三土忠造

このように、元大臣二人を含め被告十六名の多数に及び、遂には時の斉藤内閣の瓦解を招くに至った大事件であった。罪名は背任とか贈収賄とかいうのであるが、総ては虚構であり、経済に暗く且つ時代の波に踊らされた検事のデッチあげであった。今日から見ると全くナンセンスとも云えるものであった。

事の真相は次のようなものであった。即ち、前号で述べた如く、鈴木商店の破綻により台銀の所有するところとなった担保物件は、台銀としては適時適当な方法で処分し、日本銀行からの特別融資の返済に当てねばならない事情にあった。帝人株も無論その一つであった。

昭和八年春、番町会の永野護、河合良成等が世話人となって、この帝人株を生命保険各社に引受けさせることとし、各社の希望を取纒め、合計十万株の買入れを台銀に申し入れた。そして折衝を重ねた結果、一株当り一二五円でこの取引は成立したのである。この値段は取引所相場より二円か三円高であったが、それは台銀側の強い態度に押されて買手側が譲歩したものとの事であった。台銀としては、適当な相手方に対し、しかも時価以上の値段で売却し得たのであるから、寧ろ台銀側の成功というべきである。

ところが図らずも、それから暫らく経って帝人株が一四〇円台に上がった。それが問題になったのである。経済知識に乏しい検事は、「この値上りは台銀主脳者として予見できた筈である。従って当然得べかりし利益を放棄し、それだけ銀行に損失を蒙らしめたのは背任である」として島田頭取以下五名を検挙し、同時に、買手側四名も共犯だとの理由で検挙した。そして苛酷極わまる手段をもって、検事の筋書通りの自白を強要した。

株式相場というものは誰にも予見し得るものでないという実情をいくら説明しても、検事は耳を傾けようとはしない。不潔な独房で毎夜南京虫に攻められて眠れず、或は又、自殺の恐れありとの理由で革手錠をはめられて自由を束縛される等の苦痛屈辱に耐えられなくなって、遂に心にもない虚偽の自供書を書かされてしまうのである。加うるに、大蔵省当局の認可を得るためには贈賄したに違いあるまいとして、全然事実無根の罪まで自供させられ、黒田次官や大久保局長等にまで累を及ぼすに至った。正に検察ファッショというべきである。

しかし、矢は正義の味方であった。予審と公判は足掛け四年の長きに亘り、証人として法廷に喚問された各界の名士も百数十人の多数（その中には金子直吉さんや渋沢倉庫取締役会長明石照男氏も含まれていた）に及んだ大裁判も昭和十二年末に至って漸く終結し、藤井裁判長は厳然として判決を言渡した。

「全員無罪」

と。そして判決理由として次の如く断定したのである。

「証拠不充分ニアラズ。犯罪ノ事実ナキナリ」

実に明快な判決であり、後世にまで残る名判決であった。読者の中でも記憶されている方が少なくないと思う。あの険悪な情勢下に於て、毅然として検事の論告をしりぞけ、事実無根と裁断した判決には、真に胸のすく思いであり、又わが司法の健在を示したものであった。

（次号につづく）

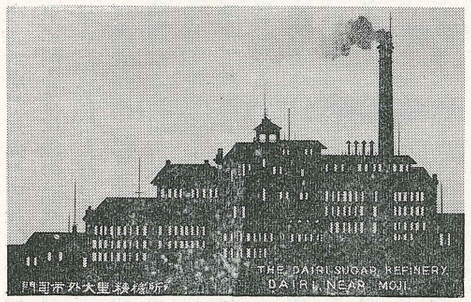

△門司市外大里製糖所